

令和6年7月4日

市政記者クラブ 様

港区保健福祉センター福祉部福祉課
担当：杉藤（電話：654-9690）

高額介護サービス費等の支給誤りについて

このたび、港区保健福祉センター福祉部福祉課において、下記のとおり高額介護サービス費等の支給誤りがありましたので、報告します。

記

1 内容

高額介護サービス費等の支給について、受給者がお亡くなりになった際など介護保険の資格がなくなった方がいた場合は、後日ご登録いただくご遺族等の口座に支給する等の対応を行います。今回、区での手続き誤りにより、資格がなくなった方の口座への支給を止めることなく、ご遺族等の口座にも同額を支給したため、二重払いが発生してしまいました。

2 二重払いの人数及び金額

区 分	人 数	金 額
① 高額介護サービス費（注1）	12人	257,179円
② 高額医療合算介護サービス費（注2）	1人	7,882円

3 経過と原因

(1) 経過

本区における償還払いによる介護給付費等の令和5年度分の決算額について調査しましたところ、令和6年6月に二重払いの発生を確認しました。原因は次のとおりです。

(2) 原因

高額介護サービスの受給者が亡くなられたことにより、口座振込を中止する場合、介護保険システムの情報の変更入力のみすればよいと思い込み、指定金融機関への振込中止依頼をしませんでした。また、ご遺族の方にお支払いする際、亡くなられた方の口座へ入金されていないことの確認が十分ではありませんでした。

4 対応

該当者には事実経過について説明をして謝罪を行いました。今後、二重払いとなった高額介護サービス費等について返還をお願いしてまいります。

5 再発防止策

高額介護サービス費等の支給を行う際、対象者の口座とご遺族の口座に二重に支払われないように、事務処理マニュアルの遵守を徹底するとともに、担当者が行った事務処理について再度、課長補佐が確認をします。

(注1) 高額介護サービス費

介護サービスの利用者負担が高額になった時の軽減措置として行っているもので、同じ月に利用した介護サービスの自己負担額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときに、超えた分を後から高額介護サービス費として支給をするものです。

(注2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の自己負担額の合計が高額となった場合、年間（8月から翌7月）の自己負担額を合算し、定められた限度額を超えたときに、申請により超えた分を後から高額医療合算介護サービス費として支給するものです。